

平成30年度松浦市情報公開条例などの実施状況

問 総務課行政係 ☎内線321

【情報公開条例の実施状況】

松浦市情報公開条例第21条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

○開示請求 5件（開示3件、部分開示0件、不開示1件、公文書不存在1件、継続審理中0件）

【個人情報保護条例の実施状況】

松浦市個人情報保護条例第47条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

○開示請求 1件（開示1件、部分開示0件、不開示0件、公文書不存在0件、継続審理中0件）

○訂正請求 0件、利用停止請求 0件

【特定個人情報保護条例の実施状況】

松浦市特定個人情報保護条例第48条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

○開示請求 1件（開示1件、部分開示0件、不開示0件、公文書不存在0件、継続審理中0件）

○訂正請求 0件、利用停止請求 0件

行政相談所

問 総務課行政係 ☎内線321

福島支所 ☎内線602
鷹島支所 ☎内線603・1132

国の行政機関などが行っている仕事やサービスについて、意見や苦情、要望などはありませんか。次のとおり行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●福島会場

【日時】 6月6日（木）
午前10時～午後3時

【場所】 福島保健センター

【行政相談委員（敬称略）】
徳田 芳樹

☎0955・47・2422

●松浦会場

【日時】 6月13日（木）
午前10時～午後4時

【場所】 市役所市民ホール

【行政相談委員（敬称略）】
川畑 喜久雄

☎0956・75・0724

森 三佐子

☎0956・75・0491

●鷹島会場

【日時】 6月13日（木）
正午～午後4時

【場所】 鷹島町民集会所

【行政相談委員（敬称略）】
有浦 良光

☎0955・48・3247

統計調査員希望者を募集しています

問 政策企画課企画統計係 ☎内線316

国などが実施する統計調査の仕事に従事する統計調査員を担っていただく人をあらかじめ登録させていただくため、統計調査の従事希望者を募集しています。

【統計調査員希望者登録の方法】

企画統計係で面接を行い、統計調査の業務に従事できる期間や時期、希望する地区などを聞きし、登録させていただきます。

【統計調査員の仕事】

統計調査員は、総務大臣等または都道府県知事から、その都度任命される非常勤の公務員として、国勢調査、労働力調査、工業統計調査などの統計調査活動に従事します。

具体的には、調査対象である世帯や事業所などに、統計調査の趣旨や内容等についての説明を行うとともに、調査票を配布し、記入された調査票を回収したあと、その点検・整理などの仕事を行います。

統計調査員には、調査活動に従事した対価として、調査の種類や調査活動にかかる日数などを考慮して、報酬が支払われます。

第61回水道週間 6月1日～7日

問 上下水道課、福島・鷹島支所地域振興課 ☎内線164、602-46、603-23

●水道料金はみんなの「水」を支えています

毎日使う水、水道は生活になくてはならないものです。市では、安全でおいしい水を絶やすことなく「つくり」「送る」作業を続けており、それを支えているのは、皆さんが納める水道料金です。水をつくる浄水場や家庭に水を送る水道管など、水道の施設は、大部分が水道料金収入で維持管理されています。

水道料金は、必ず納期内に納めましょう。

●水道料金は口座振替で

水道料金のお支払いは、口座振替が便利です。手数料は無料で、納め忘れの心配がなく、留守がちな家庭や忙しい人などに特にお勧めです。

振替日は毎月25日で、引き落としができなかった月は、翌月の9日に再度振替を行います。

※休日の場合は、翌営業日。

- 【口座振替申込方法】
- 手続場所：市内金融機関の窓口（口座振替希望先）
 - 必要なもの：預金通帳、取引印鑑、水道料金の「領収書」または「使用水量のお知らせ」

水道工事は指定給水装置工事事業者にお申し込みください。
指定工事事業者以外の方が水道工事を行うことは禁じられています。





危険物安全週間の実施について

問 消防本部
☎0956-72-1211

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚および啓発を全国的に推進しています。

●危険物とは

危険物の性状により消防法で定められています。身近なものでは、ガソリン・灯油・軽油・軽油・油性塗料などです。これらは火災の危険性が大きく、消火しにくいものです。

●注意すべきこと

ご家庭で使用されている危険物（ガソリン・灯油・軽油・油性塗料など）は安全でしょうか？

取扱いの状況や保存状況などを確認し、危険物による事故がないようにお願いします。

【実施期間】

6月2日（日）から8日（土）まで

【危険物安全週間推進標語】

『無事故への備え一分の隙も無く』

児童手当現況届の受付が始まります

問 子育て・子ども課子育て支援係
☎内線167

現在、児童手当・特例給付受給中の人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

この届は6月1日現在の状況を確認し、児童手当・特例給付を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを審査するためのものです。該当者には通知を送付しますので、6月30日までに手続きを済ませてください。

なお、令和元年5月以降に松浦市で新たに認定請求をした人は、現況届の提出は不要です。

高校生等医療費助成認定申請はお早めに

問 子育て・子ども課子育て支援係
☎内線146、148

松浦市では子ども医療費の助成対象を高校生等まで（18歳到達後の年度末まで）拡大しています。

4月から高校生になる年齢（平成15年4月2日生～平成16年4月1日生）のお子さんがある家庭に、受給資格認定申請書を送付しています。

【自己負担限度額】

自己負担額		診療日数
薬局	病院	
なし (全額助成対象)	800円	1日
	1,600円	2日以上

6月30日までに認定申請手続きをされた場合は、4月分の医療費から助成の対象となりますが、7月1日以降に手続きをされた場合は、申請月以降の医療費から助成の対象となりますので、早めに手続きをお願いします。

《子ども医療費助成の内容》

保険診療にかかる医療費について、1か月ごと、1医療機関ごとに自己負担額を控除した額を助成しています。ただし、自由診療・文書料・容器代などは対象外です。高額医療費・付加給付などを受けている場合は、その給付額も控除した上で助成します。



6月4日～10日は歯と口の健康週間です

問 健康ほけん課健康推進係 ☎内線 129

日本人の40歳以上の約8割は、歯周病わすらを罹っているといわれており、大人の歯が抜ける原因も歯周病によるものが多い状況です。歯周病は、生活習慣病のひとつに数えられ、喫煙や口の中の清掃不良、睡眠不足、糖分の多い食事等の生活習慣が歯周病のリスクを高めることが分かっています。

市では、お口の健康づくり対策として、2019年度に40歳、50歳、60歳、70歳になる人を対象に、無料で歯周疾患検診を行っています（受診可能期間：6月1日～翌年2月28日）。

歯と口の健康で快適な生活が送れるように、ぜひこの機会に受診しましょう。検診は市内歯科医院にて実施します。電話予約のうえ、受診してください。

歯周病のチェックポイント（3項目以上該当する場合、歯周病の可能性がります。）

- ①歯ぐきに赤く腫れた部分がある
- ②口臭がなんとなく気になる
- ③歯ぐきがやせてきたみたい
- ④歯と歯ぐきの間にものがつまりやすい
- ⑤歯みがき後に、血がついたり、血が混じることがある
- ⑥歯ぐきがブヨブヨしている
- ⑦歯が浮いたような感じがする時がある
- ⑧指で触って、少しぐらつく歯がある
- ⑨歯ぐきから膿が出たことがある